

令和4年門審第14号

裁 決

貨物船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

平成31年3月16日03時34分半少し前

鹿児島県西之表港

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 240トン

全 長 60.23メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成25年7月に進水し、鹿児島港、西之表港、鹿児島県島間港及び同県安房港間の定期航路に就航する、バウスラスタを装備した船尾船橋型の鋼製貨物船で、操舵室には、同室前部中央に操舵スタンドを、同部右舷側に機関制御盤を、同部左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ備えており、当時、故障によりバウスラスタが使用不能の状態であった。

#### (2) 関係人の経歴等

(省略)

#### (3) 西之表港

西之表港は、鹿児島県種子島北西部に位置し、中央ふ頭には、新港地区中央岸壁及び新港地区東岸壁が、天神ふ頭には、天神地区岸壁北端から北方に70メートル延びる防波堤（内）（以下「内防波堤」という。）がそれぞれ築造され、内防波堤北端と対岸の新港地区東岸壁との可航幅が約40メートルであった。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか3人が乗り組み、コンテナ等400トンを積載し、船首2.6メートル船尾3.2メートルの喫水をもって、平成31年3月15日21時30分鹿児島港を発し、西之表港に向かった。

a受審人は、翌16日03時00分昇橋し、前直の一等航海士から船橋当直を引き継ぎ、レーダー1台及びGPSプロッターを作動させ、単独で操船に当たり、03時22分西之表港に入港して南下し、03時29分半少し前西之表港南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から113度（真方位、以下同じ。）

600メートルの地点で、針路を056度に定め、折からの北西風により右方に3度圧流され、6.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって、新港地区東岸壁南側の着岸予定岸壁（以下「新港地区南側岸壁」という。）に向けて進行した。

03時30分僅か前 a 受審人は、南防波堤灯台から105度680メートルの地点に達したとき、折からの北西風により風下に圧流されることを認めたが、船首を風上に向けて航行すれば、風下に圧流されることはないものと思い、着岸場所を風の影響を受けにくい新港地区中央岸壁に変更するなど、新港地区南側岸壁への入航を中止することなく、減速を開始した。

こうして、a 受審人は、減速しながら続航し、間もなくして舵効を失い、風下に圧流され、03時32分僅か前南防波堤灯台から092度900メートルの地点で、内防波堤に衝突する危険を感じ、機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、03時34分半少し前南防波堤灯台から092度970メートルの地点において、Aは、船首が045度を向き、0.6ノットの速力の後進行きあしとなったとき、その右舷船首部が内防波堤北西端に衝突した。

当時、天候は晴れで風力7の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、鹿児島県西之表市に強風及び波浪注意報が発表されていた。

衝突の結果、Aは、右舷船首部に凹損を生じ、内防波堤は、上部コンクリートに欠損を生じたが、のちいずれも修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件防波堤衝突は、夜間、西之表港において、西之表市に強風及び波浪注意報が発表されている状況下、新港地区南側岸壁に向けて入航中、北西風により風下に圧流される際、新港地区南側岸壁への入航を中止せ

ず、内防波堤に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、西之表港において、西之表市に強風及び波浪注意報が発表されている状況下、新港地区南側岸壁に向けて入航中、北西風により風下に圧流される状況を認めた場合、バウスラスターが使用不能の状態だったから、内防波堤に衝突することのないよう、着岸場所を風の影響を受けにくい新港地区中央岸壁に変更するなど、新港地区南側岸壁への入航を中止すべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首を風上に向けて航行すれば、風下に圧流されることはないものと思い、新港地区南側岸壁への入航を中止しなかった職務上の過失により、内防波堤に向かって圧流されて衝突する事態を招き、船体及び内防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 0 月 1 8 日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也